

第1回高知県マイナンバー情報総点検本部会議

1 日時 令和5年8月7日（月）10:30～

2 場所 県庁本庁舎2階 第二応接室

3 議事

（1）国のマイナンバー情報総点検の概要と今後のスケジュール

（2）庁内における紐付け誤り事案について

（3）庁内における今後の作業スケジュール

（4）本部長からの指示

<配布資料>

資料1 国のマイナンバー情報総点検の概要等

資料2 身体障害者手帳情報と個人番号（マイナンバー）の紐付けに誤りがある事案について

資料3 庁内における今後の作業スケジュール（予定）

資料4 マイナンバー情報総点検項目に係る担当課一覧

参考資料1 高知県マイナンバー情報総点検本部の設置

参考資料2 高知県マイナンバー情報総点検本部設置要綱

マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検について

【目的】

マイナンバーと制度固有番号との紐付け誤りが生じていることから、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、紐付けが正確に行われているか、必要な点検を行う。

【体制（案）】

- デジタル庁に総点検本部を設ける。対象となる情報を多く所管する厚生労働省及び地方自治体との連絡調整を担う総務省において、点検を着実に進める体制を整備する。
- 厚生労働省は、関連する全ての部局が参画した点検チームを設置し、個々の施策に係る総点検を実施。
- 総務省は、デジタル化推進等に関する省内本部の新たな業務として、マイナンバーの紐付けに関する総点検の推進を位置付け、自治体との連絡調整を実施。
- 関係省庁（こども家庭庁、総務省、財務省（国税庁）、文部科学省）の職員にデジタル庁総点検本部の職員として併任をかけ、厚生労働省の点検チームと協力し、それぞれの所管業務の点検を推進する。

【基本的な進め方】

時期	対応
7月中	<ul style="list-style-type: none"> ・各省庁から紐付け実施機関に対し、現状の紐付け方法について確認を行う。具体的には以下のとおり。 ①マイナンバー届出義務の有無、 ②マイナンバー未届出の場合のマイナンバー取得方法 ③J-LIS照会を行う場合の方法（氏名・生年月日・住所等のうち何種類を用いるか） など
原則として秋まで （8月までに中間報告） 上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・紐付け方法の確認結果を踏まえ、氏名等のうち3種類以下の情報を用いてJ-LIS照会を実施した場合など、全ての個別データの総点検が必要なケースを整理する。 ・紐付け実施機関に対し、上記ケースに該当する場合には、以下を実施し、その結果の公表を求める。 ①全データ点検、②誤紐付けの修正、③情報漏洩の有無に関する調査 など ・紐付け実施機関固有の事情により紐付け誤りが生じた事例については、その原因に沿って個別に対応

【再発防止策の方向性】

- 各種申請時等のマイナンバー記載義務化、機械的なJ-LIS照会の実施の検討、統一的な手順の提示等

マイナポータル・わたしの情報 ー取得できる情報一覧ー

健康・医療	
1 健康保険証情報	保険者名、被保険者証記号・番号・枝番等の健康保険証の情報
2 診療・薬剤情報	医療機関・薬局における診療やお薬・処方・調剤の情報（ジェネリック薬品による削減可能額も確認できます）
3 医療費通知情報	医療機関等を受診し、医療機関等で支払った医療費の情報
4 予防接種	自治体が保有する予防接種の実施に関する情報（四種混合、BCG、日本脳炎等）
5 特定健診情報・後期高齢者健診情報	40歳以上の方の、メタボリックシンドロームに着目した健診結果の情報
6 検診情報	がん、肝炎ウイルス、歯周疾患等の検診結果の情報
7 医療保険	健康保険・後期高齢者医療等の医療保険の保険証の資格情報、出産育児一時金や高額療養費などの給付情報
8 医療保険その他	医療保険の資格・給付情報のうち、制度間の支給調整に使用される情報
9 学校保健	学校病（感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病）治療で生活保護家庭向けに援助される医療費に関する情報
10 難病患者支援	難病患者に対する特定医療費の支給開始年月、支給終了年月、支給年月の情報
11 保険証の被保険者番号等	健康保険証の券面に記載の被保険者番号等の情報
12 医療保険情報の提供状況	医療保険情報が提供された状況・履歴
税・所得・口座情報	
13 税・所得	ご本人の所得及び個人住民税に関する情報（例年7月頃までに更新）
14 医療費通知情報	医療機関等を受診し、医療機関等で支払った医療費の情報
15 公金受取口座	銀行名、支店名、口座番号、および口座名義カナなどの公金受取口座の情報
年金関係	
16 年金	公的年金の年金資格記録情報、年金支払額や振込予定日等の給付情報
17 年金その他	公的年金の給付情報のうち制度間の支給調整に使用される情報、年金生活者支援金の情報
子ども・子育て	
18 児童手当	児童手当の支払額・支給年月等の情報
19 ひとり親家庭	ひとり親家庭向けの児童扶養手当・自立支援金などの給付情報
20 母子保健	妊娠届の情報、妊産婦・乳幼児の健康診断情報、未熟児の養育医療費の給付情報
21 教育・就学支援	特別支援学校の就学奨励費の情報
22 障害児支援・小児慢性特定疾病医療	障害児支援・小児慢性特定疾病医療に関する給付や支援に関する情報
世帯情報	
23 世帯情報	ご本人の住民票記録情報（マイナンバーカードに記載されていない続柄コードを確認可能）
福祉・介護	
24 障害保健福祉	障害者手帳、療養介護・自立支援に係る給付情報
25 生活保護	生活保護に関する情報（支給開始年月日、生活保護の支給額、就労自立給付金・進学準備給付金の支給情報等）
26 中国残留邦人等支援	中国残留邦人等への支援給付の開始年月日・終了年月日の情報
27 介護・高齢者福祉	介護保険に関する資格・給付情報（受給者基本情報、高額医療合算介護サービス費、自己負担額証明書情報等）
雇用保険・労災	
28 雇用保険	雇用保険、教育訓練給付金に関する情報
29 労災補償	労働災害、地方公務員災害に関する給付情報（年金との支給調整で使用する情報）

マイナンバーの紐付けに関する一斉点検に向けた都道府県へのお願い

- 一斉点検の基本的な進め方としては、前回お伝えしたとおり、
 - ・まずは、7月中に、各省庁から紐付け実施機関に対し、申請時のマイナンバーの提出の有無等、現状の紐付け方法について確認を行います。
 - ・その上で、紐付け方法の確認結果を踏まえ、各省庁で全ての個別データの点検が必要なケースを整理する予定です。(資料1)
- 現状の紐付け方法の確認については、7月7日に厚生労働省から、12日にその他の各省庁(総務省・文部科学省・子ども家庭庁)から、各自治体の制度所管部局に対し、調査依頼が発出されております。(資料2)
 - ・この調査では、紐付け作業について、
 - ①住基システムからの自動連携によりマイナンバーを取得しているか
 - ②(①に該当しない場合)本人確認書類に基づきマイナンバーを取得しているか
 - ③(①②に該当しない場合)J-LIS照会によりマイナンバーを取得する場合は、4情報(氏名・生年月日・性別・住所)又は性別以外の3情報により照会を行っているか
 - ④(①②③に該当しない場合)どのようにマイナンバーとの紐付けを行っているか 等を確認しています。
 - ・調査結果を踏まえて、今後、全ての個別データの点検が必要なケースが整理される見込みですが、このうち①～③を確実にやっているような場合は、全ての個別データの点検までは要しない可能性もあります。
- 調査の締切りは、厚生労働省分が7月21日、その他の各省庁分が25日となっております。各自治体の各制度所管部局から回答して頂くこととなりますが、全庁的な進捗管理や市区町村の点検作業のフォローアップの参考となるよう、自治体による紐付け方法の確認についての総括表をお送りします。(資料3)
- 都道府県においては、都道府県内市区町村の回答を取りまとめて頂くこととなりますが、市区町村のフォローアップや市区町村長などの幹部への情報共有についても併せてお願い致します。
- 一斉点検は限られた期間での作業であり、部局を跨ぐことが想定されるため、庁内の進捗管理のための体制整備や市区町村のフォローアップ、点検作業に対応するための人事的配慮などの対応をお願い致します。なお、庁内の点検作業の進捗管理や市町村のフォローアップ等を行うため、庁内に点検本部を設置されている自治体(兵庫県)もあり、このような取組も参考としつつ、点検作業を進めて頂くようお願い致します。(資料4)

令和5年8月4日
高知県子ども・福祉政策部

身体障害者手帳情報と個人番号（マイナンバー）の紐付けに誤りがある事案について

この度、県において、身体障害者手帳を交付する事務処理の中で身体障害者手帳システムに申請者の個人番号を登録する際、他の申請者の個人番号を誤って登録したことで、身体障害者手帳情報と個人番号の紐付けに誤りがある事案が114件発生しました。また、本人のものではない手帳情報が、マイナポータル上で閲覧できる状況となっていました。

※誤った情報を閲覧できないよう、7月31日（月）から誤りがある事案の情報連携を停止しました。

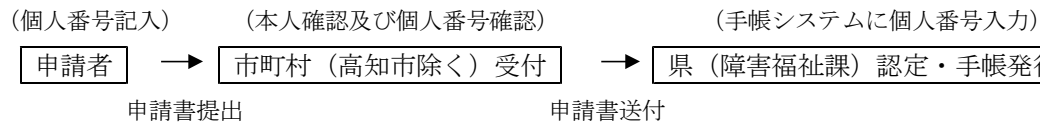
なお、マイナポータル上で閲覧できる手帳情報には、氏名など特定の個人を識別できる情報は含まれておらず、個人情報の流出には該当しません。

【閲覧できる手帳情報】手帳交付年月日（返還年月日、再交付年月日）、手帳番号、等級コード、障害名、障害程度コード、障害部位コード、障害認定日、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分

1 事案概要

- ・本年7月24日（月）に、県障害福祉課の担当職員が、令和5年8月から更新予定の新手帳システムのテスト作業中、他の申請者の個人番号が登録されたデータを発見したため、同様の誤りがないか確認作業を行った結果、114件の誤りが判明しました。

【身体障害者手帳システムへの個人番号登録の手順】



2 原因及び再発防止策

- (1) 県担当者が手帳システムに登録する際、他の申請者の個人番号を誤って入力 113件
 - ・システムへの登録は一定数（約30件）を同時に入力しており、障害情報と個人番号の入力画面が異なっていたため、入力作業中に他者の個人番号を誤って登録したもの
 - ・また、入力後のチェックについては、情報セキュリティ対策からチェックリストに出力していなかったため、複数人でのチェックができていなかった。

[再発防止策]

- ・入力作業では、登録する書類とその他の書類とを明確に区別するとともに、個人番号もチェックリストに出力し、複数人でチェックを行う。

- (2) 市町村担当者が、他者の個人番号を申請書に誤って記入 1件

- ・市町村が申請書を受け付けた際、個人番号が未記入だったため、本人に了解を得たうえで、担当者が個人番号を記入した際、他者の個人番号を誤って記載したもの

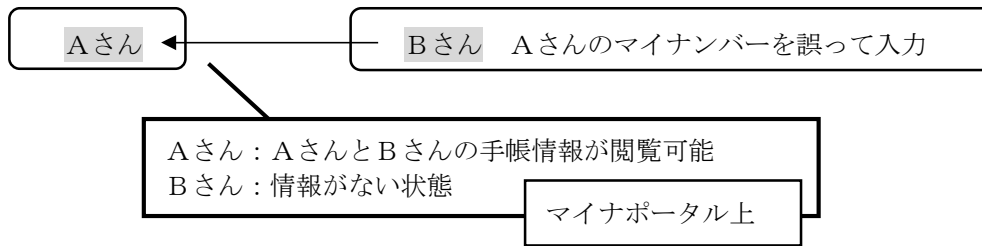
[再発防止策]

- ・市町村に対して、個人番号の本人確認と住民基本台帳ネットワークシステムを利用した個人番号確認を徹底するよう、通知文書を送付

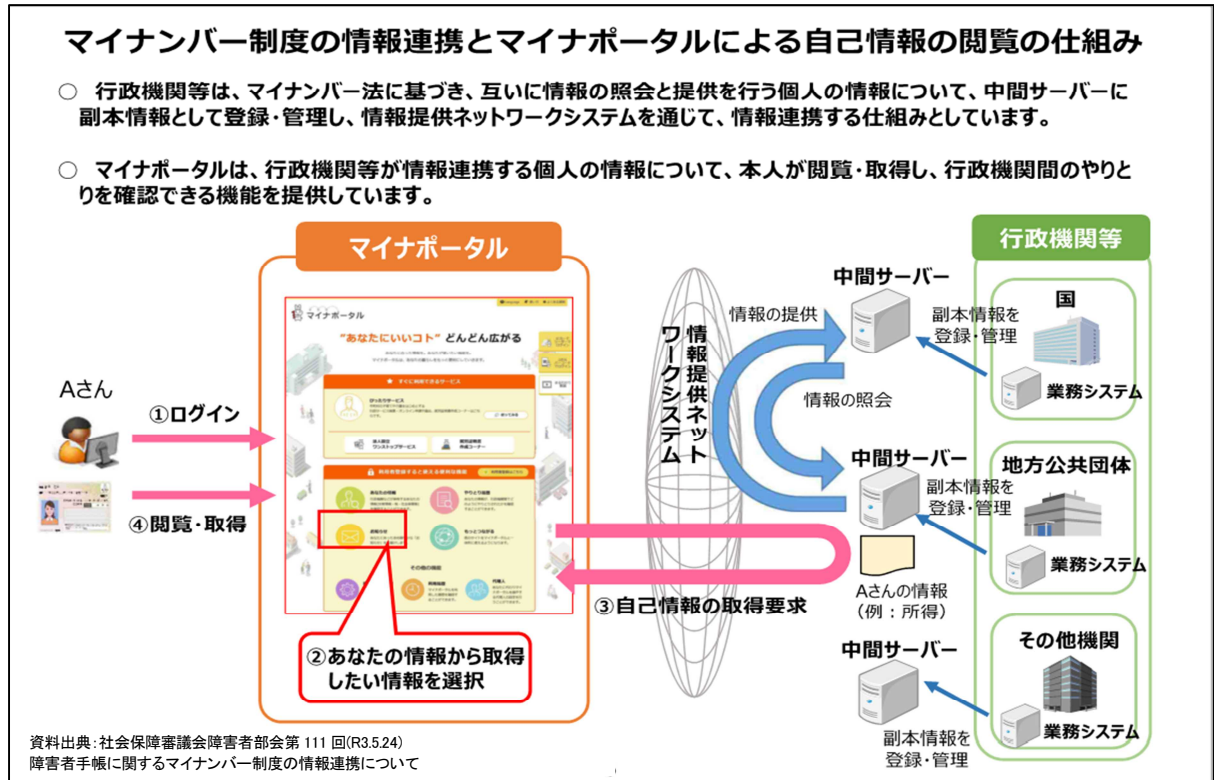
3 紐付けが誤った方への対応

- ・8月3日（木）に、文書によりお知らせしました。
- ・8月上旬に、正しい情報が表示されるよう復旧作業を進めます。

○紐付け誤りによるマイナポータル上での閲覧状況



○マイナポータルによる自己情報の閲覧の仕組み



<参考>

【身体障害者手帳】

身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳

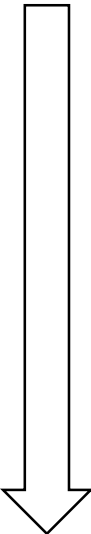
交付人数 23,435人 (R5.3.31時点)

※中核市として交付事務を行う高知市分 13,580人除く

個人番号との紐付け済みの交付人数 21,150人 (R5.7.31時点)

庁内における今後の作業スケジュール（予定）

R5. 8. 7時点

	国の総点検に関すること	本県独自の対応に関すること
8月上旬 ～下旬 	<p>○国から紐付け方法の確認結果が公表され、総点検が必要なケースやその方法等が示される予定であることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係課は、国からの連絡を事務局へ共有 ・事務局において、状況を8月中を目処に取りまとめ 	<p>○関係課と事務局のヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の紐付け方法の確認 (7/21、7/25報告結果について) ・全ての所管業務（市町村含む）に対する紐付け作業の具体的な手順 ・事務局において、8月中を目処に状況を取りまとめ
	<p>○国から総点検項目の詳細が示され次第、以下の作業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総点検の実施 ・紐付け誤りの修正 ・情報漏洩の有無の確認（判明次第、事務局へ共有） <p>※市町村が実施主体の場合は、関係課から依頼し状況を取りまとめ</p>	<p>○取りまとめ結果をもとに、第2回本部会を開催</p>
秋頃	<p>○関係課から国へ総点検結果を報告するとともに、事務局へ共有</p> <p>○事務局において、状況を取りまとめ</p>	

マイナンバー情報総点検項目に係る担当課一覧

R5. 8. 7時点

項目		県担当課
健康・医療		
1	健康保険証情報	保険者名、被保険者証記号・番号・枝番等の健康保険証の情報
2	診療・薬剤情報	医療機関・薬局における診療や薬・処方・調剤の情報
3	医療費通知情報	医療機関等を受診し、医療機関等で支払った医療費の情報
4	予防接種	自治体が保有する予防接種の実施に関する情報
5	特定健診情報 後期高齢者健診情報	40歳以上の方の、メタボリックシンドロームに着目した健診結果の情報
6	検診情報	がん、肝炎ウイルス、歯周疾患等の検診結果の情報
7	医療保険	健康保険・後期高齢者医療等の医療保険の保険証の資格情報、出産育児一時金や高額療養費などの給付情報
8	医療保険その他	医療保険の資格・給付情報のうち、制度間の支給調整に使用される情報
9	学校保健	学校病治療で生活保護家庭向けに援助される医療費に関する情報
10	難病患者支援	難病患者に対する特定医療費の支給開始年月、支給終了年月、支給年月の情報
11	保険証の被保険者番号等	健康保険証の券面に記載の被保険者番号等の情報
12	医療保険情報の提供状況	医療保険情報が提供された状況・履歴
税・所得・口座情報		
13	税・所得	本人の所得及び個人住民税に関する情報
14	医療費通知情報	医療機関等を受診し、医療機関等で支払った医療費の情報
15	公金受取口座	銀行名、支店名、口座番号、および口座名義カナなどの公金受取口座の情報

項目		県担当課
年金関係		
16	年金	公的年金の年金資格記録情報、年金支払額や振込予定日等の給付情報
		・日本年金機構 ・地方職員共済組合本部 など
17	年金その他	公的年金の給付情報のうち制度間の支給調整に使用される情報、年金生活者支援金の情報
		・日本年金機構 ・地方職員共済組合本部 など
子ども・子育て		
18	児童手当	児童手当の支払額・支給年月等の情報
		・子ども家庭課
19	ひとり親家庭	ひとり親家庭向けの児童扶養手当・自立支援金などの給付情報
		・子ども家庭課
20	母子保健	妊娠届の情報、妊産婦・乳幼児の健康診断情報、未熟児の養育医療費の給付情報
		・子育て支援課
21	教育・就学支援	特別支援学校の就学奨励費の情報
		・特別支援教育課
22	障害児支援・小児慢性特定疾病医療	障害児支援・小児慢性特定疾病医療に関する給付や支援に関する情報
		・障害福祉課 ・健康対策課
世帯情報		
23	世帯情報	住民票記録情報
		・市町村振興課
福祉・介護		
24	障害保健福祉	障害者手帳、療養介護・自立支援に係る給付情報
		・障害福祉課 ・障害保健支援課
25	生活保護	生活保護に関する情報（支給開始年月日、生活保護の支給額、就労自立給付金・進学準備給付金の支給情報等）
		・福祉指導課
26	中国残留邦人等支援	中国残留邦人等への支援給付の開始年月日・終了年月日の情報
		・地域福祉政策課
27	介護・高齢者福祉	介護保険に関する資格・給付情報（受給者基本情報、高額医療合算介護サービス費、自己負担額証明書情報等）
		・長寿社会課
雇用保険・労災		
28	雇用保険	雇用保険、教育訓練給付金に関する情報
		・高知労働局 ・雇用労働政策課
29	労災補償	労働災害、地方公務員災害に関する給付情報
		・高知労働局 ・職員厚生課 ※地方公務員災害補償基金本部への協力

高知県マイナンバー情報総点検本部の設置

目的

- 各省庁が行うマイナンバー情報の総点検においては、知事部局・教育委員会・県警本部・市町村等が関係する中、原則として秋までの限られた期間での作業となることから、全体を通じた進捗管理等を行うため、県において総点検本部を設置する。

県総点検本部の役割

- 総点検の進捗管理
 - ・県が実施する総点検の取りまとめ
 - ・市町村が実施する総点検のフォローアップと取りまとめ
 - ・マイナンバー情報の総点検に係る全体調整に関すること など

県総点検本部メンバー

- 本部長 : 知事
- 副本部長 : 副知事
- 本部長 : 総務部長、健康政策部長、子ども・福祉政策部長、商工労働部長、教育長、警察本部長、デジタル化推進監
- 事務局 : 市町村振興課、デジタル政策課

高知県マイナンバー情報総点検本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県及び各市町村が実施するマイナンバー情報の総点検に関して全体を通じた進捗管理等を行うため、高知県マイナンバー情報総点検本部（以下「県総点検本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 県総点検本部の構成員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 本部長が必要と認めるときは、オブザーバーを置くことができる。

(職務)

第3条 本部長は、県総点検本部を代表し、その事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に参画するものとする。

(所掌事務)

第4条 県総点検本部は、マイナンバー情報の総点検の進捗管理に関し、次の各号に掲げる業務を所掌する。

- (1) 県が実施する総点検の取りまとめ
- (2) 市町村が実施する総点検のフォローアップ及び取りまとめ
- (3) その他、総点検に係る全体調整に関すること

(会議)

第5条 県総点検本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集する。

2 会議は、公開する。ただし、本部長が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 県総点検本部の事務を処理するため、県総点検本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。

3 事務局長は、市町村振興課長をもって充てる。

4 事務局職員は、市町村振興課及びデジタル政策課の職員をもって充てる。

5 事務局業務のうち、会議の庶務及び住民基本台帳ネットワークシステムほかマイナンバー制度に関することは市町村振興課の職員が、宛名統合システムやマイナポータル等に関することはデジタル政策課の職員が担う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県総点検本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和5年8月4日から施行する。

別表（第2条関係）

部局	本部員	関係課
総務部	部長 デジタル化推進監	職員厚生課、その他関係課
健康政策部	部長	保健政策課、国民健康保険課、健康対策課、その他関係課
子ども・福祉政策部	部長	地域福祉政策課、長寿社会課、障害福祉課、障害保健支援課、子育て支援課、子ども家庭課、福祉指導課、その他関係課
商工労働部	部長	雇用労働政策課、その他関係課
教育委員会	教育長	教職員・福利課、特別支援教育課、保健体育課、その他関係課
警察本部	警察本部長	警務課、その他関係課